

株式会社 大方工業所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることで、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 11 月 19 日～令和 7 年 11 月 18 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業、子の看護休暇制度などの諸制度を従業員へ周知するとともに、制度の利用促進に努める。

<対策>

●令和 2 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを各部署で回覧するなどして、従業員に周知を図る。(厚生労働省、広島県のパンフレットなどを活用)

目標 2：小学生以下の子どもをもつ社員に対して、始業時間の変更を可能とする。
8：30～17：30 を 8：00～17：00 に可。

<対策>

●令和 2 年 11 月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標 3：毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

●令和 2 年 11 月～ 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握

●令和 2 年 11 月～ 問題点や改善点の有無について社内で検討

(問題点があった場合) 社内で改善のための取組を検討し、実施する

次世代育成支援対策に関する事項

目標 4：インターンシップ等の就業体験機会の提供、実習等を通じた雇い入れを行う。

<対策>

●令和 2 年 11 月～ 受け入れ体制についての検討開始

大学等に就業体験の案内等の働きかけ開始

●令和 2 年 12 月～ 受け入れを行う部署への説明及び受け入れ体制の確立

見学及びインターンシップの受け入れ開始